

|                      |   |   |
|----------------------|---|---|
| 会 議 名                | 第五期第1回 八王子市動物愛護推進協議会  |   |
| 日 時                  | 令和5年(2023年)8月17日(木)午後2時00分~4時00分  |   |
| 場 所                  | 八王子市保健所 502会議室  |   |
| 出席者氏名                | 委 員   | 植田富貴子(副座長)、梶原芳浩、佐藤孝丞、橋本統、菊地満帆(座長)、齊藤朋子、尾川幸次、佐々木与志美、保戸山俊江、柿原ひとみ      |
|                      | 説 明 者   | 和田隆生活衛生課長   |
|                      | 事 務 局   | 鷹箸右子保健所長、和田隆生活衛生課長、石川元樹生活衛生課課長補佐、鈴木正行生活衛生課主査、成田梢生活衛生課主任、山川大介生活衛生課主任 |
| 欠 席 者 氏 名            | なし  |   |
| 議 題                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 動物愛護推進員について</li> <li>2. 本市の動物愛護関連事業について</li> <li>3. 災害時のペット対策について</li> </ol>  |   |
| 公開・非公開の別             | 「一部非公開」   |   |
| 傍 聴 人 の 数            | なし  |   |
| 配 付 資 料 名            | <p>【資料1-1】令和4年度八王子市動物愛護推進員の主な活動内容</p> <p>【資料1-2】推進員の活動実績(いのちの教育実績(H25~R4))</p> <p>【資料2-1】八王子市保健所における動物衛生担当の主な業務</p> <p>【資料2-2】八王子市動物衛生業務5カ年統計資料(H30~R4)</p> <p>【資料3-1】八王子市における災害発生時のペットの取扱い</p> <p>【資料3-2】災害時ペット対応マニュアル【飼い主編】(案)</p> <p>【資料3-3】避難所運営マニュアル(ペット対策)【行政編】(案)</p> <p>(当日資料1) ペットと暮らすシニア世代の皆様へ</p> <p>(当日資料2) こんな状態大丈夫!?もしもに備えるチェックリスト</p> <p>(当日資料3) ペットと暮らすシニア世代と関わる福祉関係者の皆様へ</p> |   |
| 会 議 の 内 容<br>( 要 旨 ) | <p>事務局：和田】</p> <p>○座長決定までの司会進行</p> <p>【事務局：鷹箸】</p> <p>○保健所長挨拶</p> <p>【事務局：鷹箸】</p> <p>○辞令書交付</p>   |   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>会議の内容<br/>(要旨)</p> | <p>【委員】<br/>○自己紹介</p> <p>【事務局：山川】<br/>○配布資料確認</p> <p>【事務局：山川】<br/>○個人情報取扱い等に関する同意について<br/>委員は、①個人情報全般の漏えいに留意すること、②「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に基づく委員の再任・併任及び男女比の確認のため、氏名、性別、選出区分（職業等）を全庁的に公開することに同意していただけるか。</p> <p>【委員】<br/>○全員同意</p> <p>【事務局：和田】<br/>○座長、副座長の選任<br/>座長：菊地満帆氏、副座長：植田富貴子氏を選任。</p> <p>【菊地座長・植田副座長】<br/>○就任あいさつ</p> <p>【菊地座長】<br/>○ここから菊地座長により進行</p> <p>事務局：山川】<br/>○協議の公開・非公開について<br/>一部非公開とする。推進員に関する内容については個人情報の取り扱いのため非公開、その他の議題については公開とする。</p> <p>【委員】<br/>○全員了承</p> <p>【事務局：山川】<br/>○傍聴者についての報告<br/>傍聴者なし。</p> |
|-----------------------|--|

【事務局：成田】

○会議録の作成方法について

会議録の作成は要点筆記とし、①会議の名称②開催日時③開催場所④出席、欠席者の氏名⑤議題⑥会議の公開・非公開の別⑦傍聴者の数⑧配布資料名を公表する。

【委員】

○全員了承

《議題1 八王子市動物愛護推進員について》

【事務局：鈴木】

○資料1-1に基づき、八王子市動物愛護推進員の活動内容等について説明

○資料1-2に基づき、いのちの教育の概要と実施状況について説明

【植田副座長】

いのちの教育は、対象の小学2年生は学年全員が受けるのか。それとも希望者だけが参加するのか。

【事務局：鈴木】

授業の一環で行っているので、学年全員が参加する。

【尾川委員】

いのちの教育について、1人の推進員が3回の授業を行うのか、複数名で一つの授業を行うのか、どのような体制で行っているのか。

【柿原委員】

実際に担当しているので、私から説明する。いのちの教育は、八王子市動物愛護推進員2名と東京都動物愛護推進員1名の3名で授業を行い、1名は講師、1名は講師のフォロー、残りの1名が児童をみるという役割分担である。講師は1回目から3回目まで変更せずに行い、クラスの人数によっては、先生や保健所職員にフォローをお願いしている。

【尾川委員】

市内には小学校が沢山あるので、体制によってはもっと実施校を増やせるのではないかと思ったのだが。

【柿原委員】

推進員としては、実施校を増やしたいとの思いがあるが、学校行事等との兼ね合いもあり、今の状況になっていると聞いている。

【佐々木委員】

いのちの教育とは、具体的にはどのような内容なのか。

【柿原委員】

ひとつは身近な動物であるペットについて、終生飼養や動物の世話をすることについて伝えている。もうひとつは家畜について、世話をすることは勿論、どのように世話をし、家畜が将来どうなっていくのか、食べ物や着る物になるということから、好き嫌いせず残さず食べる、命をいただいているということについて伝えている。そしてもうひとつは、自然に住んでいる動物たちと人との関わり、自然が壊れると動物も人も生きていけなくなる、自然を大切にするにはどうすればいいかということをお話している。このとき、こちらから一方的に話すのではなく、ホワイトボードを使って、子供たちに意見を書いて発表してもらったりしている。また、生きた動物は使わず、張り子の動物を使って、生き物と同じように大事に扱ってほしい等、子供達に気づきを促すようなカリキュラムになっている。

【齊藤委員】

その授業のプログラムは、なにかパッケージがあるのか。

【柿原委員】

これは、うだ・アニマルパークというところが作った教育プログラムをそのまま使用している。道具も、そこから購入したものを使用している。

【菊地座長】

動物愛護推進員の活動内容に、飼い方、しつけ方、選び方の相談対応や、人と動物の共通感染症予防の助言とあるが、これはどういったところで話を聞けるのか。新しく動物を飼った人に、ここに行けば教えてもらえるという場所があるのか。

【柿原委員】

推進員の中に獣医師がいるので、動物病院に来院した方とか、講演会の講師とかをやっているんじゃないか。

【菊地座長】

相談できる場所がどこかにあるというわけではないことが分かった。

【橋本委員】

八王子市保健所にも獣医師がいるが、人と動物の感染症に関する講演や教育などといった活動は行っていないのか。

【事務局：石川】

保健所の獣医師が、講演会等を行うことは、今のところない。

【橋本委員】

コロナ禍を経験し、大学としても獣医師としても、感染症に関して積極的に獣医師の知識を活かしていればと考えており、検討してほしい。

【植田副座長】

動物愛護推進員の活動のうち、ペットに関する協力依頼への対応とあるが、具体的にはどういったようなものを指しているのか。

【事務局：石川】

それほど多くないが、市民から飼養動物についての困りごと等の相談を保健所で受け、推進員の助言をいただくことがある。

【佐藤委員】

いのちの教育実施校はどのような順番や基準で選ばれているのか。

【事務局：石川】

実施校は、市内の小中学校へ、この教育について周知し、希望した学校を対象に実施している。対応できる校数が限られているため、希望した全ての学校で実施できているわけではない。

【佐藤委員】

どれくらいの学校が、希望するのか。

【事務局：石川】

令和5年度では、6校程度から希望があったと聞いている。

【佐藤委員】

市内70校ある中の6校は、少ないと思うが、現状を了解した。

【保戸山委員】

動物愛護推進員の活動は、犬に関する活動が多いように感じるのだが。

【柿原委員】

推進員は個人で活動をしており、私は犬に関することが多いが、猫の保護活動をしている推進員もいて、犬だから、猫だからということはない。

【佐々木委員】

はちねこの活動のなかで、動物愛護推進員に協力を仰ぎたい時もあるが、あまりうまく連携が取れたことがなく、もっと保健所を核にして、愛護団体と推進員と保健所、市役所、獣医師などと、うまく連携をとれるようにしたいと強く思うが、どのように考えるか。

【柿原委員】

私は仕事を持っているので都合が合わないこともあるが、保健所から声が掛かり行けるようなら協力させていただく。そのような声掛けを、保健所に間に入ってもらう体制を構築する必要があるのではないか。

【事務局：石川】

推進員は個々で活動されているため、どのようにネットワークをつくっていくかということは課題である。それぞれ推進員に得意分野があるので、それに適した案件があれば、おねがいすることがあるかと思う。

佐々木委員は、具体的に相談したかったケースはあるか。

【佐々木委員】

生活困窮者の方が猫を飼っていて、転居せざるを得ず、次の家を探す等、人の支援が絡んでくるようなときがある。

はちねこは元々犬があまり得意ではなく、保健所登録中のボランティア団体も、犬をメインで活動している団体がなかったため、あまり手伝えなかった例が実際八王子市であった。そういったとき、情報だけでも持っていれば、対応が違ふと思う。

【柿原委員】

これまで、保健所から、こういう案件が起きているが誰か手伝いできる方はいるか、といった投げかけは一度もなかった。誰が代表でどんな活動をしているか分からないので、保健所が代表者に連絡して、橋渡ししてくれたらすごくやりやすいと思う。

【事務局：石川】

こちらで検討すべきところは大きいため、少し時間をいただきたい。

人への支援は、行政の仕事だと思われ、そこを動物愛護推進員に対応いただくというのは難しい。ご意見に感謝する。

【尾川委員】

事務局に聞く。今回、動物愛護推進協議会に入り、初めて動物愛護推進員の存在を知り、それまでは知らなかった。ペットを飼ったことがなく無頓着だったが、飼い主の求めに応じ適正飼育を提案することが推進員の役割なら、動物の育て方等を相談したい人が、少なからずいると思う。そこで、動物愛護推進員という人がそういう役を担っているので、保健所にお問い合わせくださいといったPRをすることが可能ではないか。現状5名しか居ないので、あまり来ると対応出来ないことはあるだろうが、少なくとも動物愛護推進員に相談にのってもらえる環境が八王子市の中にあることを、何かの機会でPRしていく。例えば、ペットショップとかに掲示をして貰ったらどうか。

【事務局：石川】

ご意見、感謝する。

《議題2 本市の動物愛護関連事業について》

【事務局：鈴木】

○資料2-1に基づき、動物衛生担当の業務概要について説明

○資料2-2に基づき、動物衛生担当の事業統計について説明

【梶原委員】

犬の登録と狂犬病予防注射について教えてほしい。未登録の犬がどのくらい居るか把握はしているか。

それから、令和4年度に登録が急に5,000頭を超え、亡くなった犬も4,600頭。前年度に比べて急増した理由を教えてほしい。コロナ禍に犬を飼う人が増えたというケースを聞いたが、その場合、令和2年度から増えたなら分かるが、4年度から急増した理由は何か。

【事務局：鈴木】

登録によって把握できるので、未登録の犬は把握できない。

令和4年度に登録と抹消が増えているのは、マイクロチップの制度が令和4年6月からスタートしたことが影響している。

【事務局：石川】

6月の法改正により、動物販売業者が犬を販売する際、必ずマイクロチップの装着及び登録を済ませることが義務付けられた。そのため、これまで販売時に所在する自治体へ登録がなかった動物販売業者が環境大臣の指定登録機関に対し正確な情報登録を行い、動物取扱業者を所有者として登録されている犬が増加した。その後、販売や店舗移動によって市外に転出した犬の数が、抹消死亡転出数として出てきた結果である。

【梶原委員】

マイクロチップ制度が普及したから登録数が増えたのなら、前年までは未登録の犬がけっこう居たということになる。

【事務局：石川】

販売の時点で登録されていなかった犬や、ボランティア団体による譲渡前に登録されていなかった犬が、数多く居たと思われる。

【梶原委員】

狂犬病予防注射の接種率について、ずっと一緒だが、これは打たない人は絶対打たないということか？それとも、その時その時の数値がたまたま73%から変わらないのか。

【事務局：鈴木】

おそらく打つ方は打つと思う。

【梶原委員】

病気で接種猶予されている犬がいると思うが、その数値は、この73%に入っていないくて、逆の27%の方に入っているということか？

【事務局：石川】

そうである。

【佐々木委員】

これは登録されている犬に対しての接種率であり、未登録の全犬の頭数にするともっと下がってしまうということで良いか？

【事務局：鈴木】

そうである。ただ、登録しないで注射を打つ犬、注射を打っても済票の交付を受けていない犬も見受けられる。



|  |  |
|--|--|
|  | <p>【尾川委員】<br/>       狂犬病の犬は居るのか、居ないのか。</p> <p>【事務局：石川】<br/>       日本国内では、居ない。</p> <p>【尾川委員】<br/>       狂犬病にかかった犬に噛まれると人間が狂犬病になるから接種が義務化されていると思うが、1/4 は接種してない。それがどこの犬か保健所は分かっているのなら接種するようにアプローチすれば、未接種の割合が低くなると思う。しかし、保健所は非常に忙しく、狂犬病の心配が日本国内に無いのなら、そこに保健所が少ない人手を割いて対応するのは行政としては賢明なやり方ではない。狂犬病が発生することが絶対ないなら接種していない犬を後追い調査をする必要も特にないのではないか。人間の生活にほとんど影響がでないのなら、限られた人材をそこに割くというのは、行政の判断としては効率的ではないかなと思い、意見した。</p> <p>【事務局：鈴木】<br/>       毎年、接種してない犬の飼い主に手紙で督促している。予防注射は、法令で義務化されているためアプローチするが、打たない方は毎年ないし、打っている方は毎年打っているという傾向がある。</p> <p>【尾川委員】<br/>       埋めようがない差だと理解した。</p> <p>【事務局：石川】<br/>       しかしながら、行政としては、注射を受けていない犬を少なくしていく努力をしていかななくてはいけない。</p> <p>【橋本委員】<br/>       狂犬病予防法がある限り、受けさせなければいけない。発症したら 100% 死ぬ病気で、もし日本に入ったら、コロナよりもっと恐ろしいことになるため、ここだけは接種してもらわないといけない。海外旅行から帰ってきた人が狂犬病になっていたこともあり、非常に恐ろしい病気である。</p> <p>【尾川委員】<br/>       100%亡くなるのか。</p> |
|--|--|

**【橋本委員】**

発症したら必ず死亡する。噛まれてもワクチン接種により助かる確率が上がる。

**【尾川委員】**

海外に行く人で、狂犬病予防注射をしていく人がたまにいると聞く。

**【橋本委員】**

アメリカにも、未だ狂犬病があるので、行く場合に予防接種をしてから行くことがある。

**【柿原委員】**

狂犬病は犬だけがかかる病気ではなく、アライグマ等の哺乳類はかかる可能性がある。その病原体をコウモリ等、自然界の動物が媒介する。だから、犬は今、狂犬病は出ていないが、自然動物はどうかということは日本の中でも分かってない部分があるので、その意味では接種した方が、飼い主も安全で周りの動物も安全だということを、接種しないという方に私は話している。今、日本に狂犬病がないから、私たち人間には何のリスクもないから、大丈夫だろうと安心はしてもらいたくない。先ほど橋本先生がおっしゃったとおり、海外から入ってきた動物は狂犬病を持ってないという保証がない場合もあり、その動物に咬まれればうつるということもあるので、そのリスクをもっと啓発ができるが良い。

**【齊藤委員】**

犬猫の返還について、どういうルートを通って返還できたのかが分かれば保健所に聞きたい。例えばマイクロチップが入っていて飼い主が見つかるとか、飼い主が探していたら連絡が取れるとか、ルートがあれば教えてほしい。また、市内にマイクロチップリーダーを持っている機関がどのくらいあるのか。私の病院が週 2 回くらいしか開けておらず、迷子の猫が居ると言われた時にうちの病院は開いておらず近くの動物病院を案内するが、それ以外に交番に行くとか、市保健所に連れていけば読み取れるとか、そういう指導ができるなら教えていただきたい。

【事務局：鈴木】

返還のルートにはいろいろあるが、犬を保護したら、まずマイクロチップリーダーでマイクロチップを調べ、入っていればほぼ飼い主がわかるため飼い主に連絡する。マイクロチップが入っていない場合、犬の特徴等台帳を検索し、その犬が保護された付近に住む飼い主に電話をかけて見つかるケースもある。保護したはいいが、鑑札をつけていない、マイクロチップをつけていない、あちこち電話したが飼い主が分からない場合日野市にある東京都動物愛護相談センター多摩支所に送致する。そこから返還できるケースもあるが、一定期間の飼養管理や譲渡などを依頼している。

【事務局：石川】

正確な情報では無いが、警察の遺失物係にはマイクロチップリーダーはあるらしいが、各交番に配置されているとは聞いていない。保健所にはあるので、逸走犬や負傷猫の収容時には必ず確認し、返還に繋げている。この6月から動物病院が環境省のHPを閲覧できるようになったと聞いているのと、そもそも獣医師会がAIPO（動物ID普及推進協議会）を運営されているので、病院の方が多いのではないか。

【菊地座長】

マイクロチップリーダーは基本的に病院にあって、読み取って飼い主が分かれば、その方に連絡する、獣医師会の中で、保護した犬の連絡を取り合い、探している人とマッチングして見つけることもある。

《議題3 災害時のペット対策について》

【事務局：石川】

○資料3-1に基づき、八王子市の発災時の対応について説明

○資料3-2、資料3-3に基づき、災害対応マニュアル案について説明

【菊地座長】

行政編マニュアル最終頁、「同行避難されたペットの飼い主の皆さんへ(仮)」の部分。枠囲いされた部分は同行避難された方に渡すということか。下から3番目の「必要なワクチンを接種する」という記載は、なくてもいいのではないか。上から4番目の「屋外の指定された場所で排せつ」。これは共同トイレ等、排せつしてもいい場所を作っておくということか。

【事務局：石川】

ケージの中でずっととどめ置くことは当然出来ないため、校庭の一角等に、お散歩ゾーンのようなものを確保することを想定している。

【菊地座長】

了解した。

【橋本委員】

飼い主編の 1 頁(3)の指定避難所に同行できるペット、行政編 3 頁 5 の受入れ可能ペットは、犬と猫を主に対象とし、小動物は小鳥やうさぎ、ハムスター等と書いてあるが、この他は想定していないということか。例えば爬虫類、トカゲ等は想定していないということか。

【事務局：石川】

特定動物とされている、危険を伴うような動物については想定してない。

【橋本委員】

では、危険がないということがわかっている動物なら受入れるのか。

【事務局：石川】

できうる限りの対応をする。

【柿原委員】

その場合、トカゲで安全だが、保温等が必要で設備を持って行って、電源を貸してくれ等、どこまで対応できるのか。

【事務局：石川】

電源が必要といったことになると、おそらく難しい。つまり、特殊な設備が必要な動物は指定避難所での対応できないと考えている。

【柿原委員】

爬虫類等は、設備が必要な場合が多いのではないかとイメージするが、その場合は対応できないと考えるべきということであろう。それなら、ちゃんとそれを示した方が良い。設備を持って避難所に来てダメと言われたら、ダメと書かれていないのにということになる。そこをはっきり、こういうパターンの場合は受け入れられないと示した方が親切ではないか。実際には、避難所に来ないと思うが、万が一ということもあるので、考えていただくと非常にありがたい。

【事務局：石川】

ご意見に感謝し、取り入れていく。

【柿原委員】

あともう一つ、行政編 3 頁の 6.飼育場所の一番下「補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)はペットではありません」という注意書きがあるが、ここは避難所を運営されている方も、きちんと区別できていない場合があるので、表紙等、目立つところにしっかり、絶対に受け入れるよう記載することが必要である。

避難所になぜ動物を連れて入るのかと言われたときに、法律で定められていて、この方々にとっては体の一部なのでそれを引き離すことはできない、というような説明ができるものを作っていただけると嬉しい。

他の災害の避難所でも、盲導犬や補助犬は入れません、外に置いてくださいと飼い主と引き離される例があり、飼い主自体の行動が制限されることに加え、外で繋がれることにより死亡したという話も聞いたことがある。動物ではなく人の体の一部だと穏やかに伝わるよう、しっかり練って作っていただけると非常にありがたい。今でも避難所には動物は入れないと揉めているところがあるらしく、これだけは決して揉めないよう、説明する方がしっかり説明できるようにマニュアルを作っていただければ非常にありがたい。

【事務局：石川】

ご意見感謝する。

【齊藤委員】

避難所を運営するときのリーダー、動物を入れていいのかいけないのかというのを判断するリーダーが、必ずいるはずだが。

【事務局：和田】

それぞれの避難所にいる。

【齊藤委員】

気になったのは、災害は色々な種類があり、災害ごとに対応がすごく変わると思われるので、あんまりギチギチに細かく決めても動きづらくなってしまふ。爬虫類はだめと明記した時、他の避難所は爬虫類大丈夫だったというパターンがあるかもしれない。よって、あまり明示しすぎても避難しづらいことになってしまうと思う。一番大切なのは人の命を守ることだと思われ、それと同時に、動物を守るというのが、同行避難では必要だと思われる。同行可能なペットを決めるのは 誰なのかということ疑問に思った。

【事務局：石川】

最終的な判断は、それぞれの避難所の管理者になると思う。管理者で判断がつかない場合、生活衛生課に意見を求められると思う。

【齊藤委員】

あまりトラブルにならないような書き方で作っていただけたらと思う。

【佐々木委員】

どのくらいを目途に完成させて、周知する予定か。

【事務局：石川】

各避難所の防災倉庫には、発災時避難所開設する際にまず開ける「初動対応セット」あるので、そこに行政編は目立つよう入れ込みたいと考えている。今年度中に作成して、来年度には避難所にセットできればと考えている。

飼い主編については、内容が決まり次第、利用したいと思っている。挿絵を加えて分かりやすくして内容を例えばパネルにして、災害時のペット対応を周知する際に使う他、少なくともホームページ上ではできあがり次第公開していく。今年度中にはというスケジュール感でいる。

【佐々木委員】

災害時に逸走してしまった犬猫の探索には、マイクロチップが非常に重要なことを、私の妹が福島のレスキューに行っていたので身をもって分かっているが、災害が起きるまでに100%は無理としても積極的な装着を呼びかけたい。ペットショップの犬猫は、装着が義務化されたが、装着されても登録されなければたどり着けないので、登録の推進も同時に啓発したい。

私たちはちねこは、できる限りマイクロチップを入れて譲渡すると方針を変更した。マイクロチップについては、前回の協議会でも議論になったが、猫を譲渡する際、実費でちょうだいすると明記して装着している。

保健所からもっとマイクロチップを入れること、マイクロチップリーダーを増やすことも合わせて、この災害対策の中に盛り込んでほしい。

また、市民が犬猫にマイクロチップが入っていることを知らないので、動物愛護推進員の方には、マイクロチップのことを啓発して、迷い犬猫を拾った際、動物病院に行ってマイクロチップが入っているか調べてくださいと言えるようになればと思っている。

【柿原委員】

犬は比較的、マイクロチップを入れることについて環境省がいろいろと啓発をしているので飼い主の意識もあると思うが、猫の飼い主の意識はどのような感じなのか。

【佐々木委員】

今まだやはり低い。猫は室内飼いを啓発されており、外に出さないからマイクロチップの装着は大丈夫という意識もある。

しかし、災害が起きた時は、避難経路確保のため窓を開けなさい等と推奨されていること、また災害以外に火事等の場合も、絶対に逃げてしまう。

その場合、被災動物をボランティアが総出で、片っ端から捕まえると思うが、それを全て返還できる状態にならないと、保護場所はいっぱいになるし、被災動物がその辺をウロウロしているし、ということになってしまう。

【柿原委員】

現状、猫に関しては、ほぼ入ってないという感覚でいたほうがいいか。

【佐々木委員】

そう思う。私たちも一生懸命啓発していて、こういうときにマイクロチップが重要だということはお伝えしている。

マイクロチップと同時に、ケージを使って飼育することに慣らすことをお願いしている。万が一の時に、自分だけ避難所に行って、犬猫は置いていくというケースがあると思われ、その場合はケージなら物が落ちてきても潰れないので、一晩くらいなら大丈夫なので、お留守番できると良い。

災害と絡めてケージとマイクロチップの重要性を譲渡の時に伝えている。

【齊藤委員】

飼い主のマイクロチップ装着は、まだ努力義務である。

【佐々木委員】

飼い主はそうだが、私たちはできる限り入れて齊藤先生のところでは保護猫価格で安く入れていただいております、そういう所を使ってなるべく子猫でも入れて渡ししている。

【柿原委員】

犬はいろいろなところが啓発しているが、猫はあまり話が出てこない。

【佐々木委員】

だから啓発をもっとしてほしい、獣医さんの方でも、災害時のためにマイクロチップの装着を勧めてほしい。

【事務局：石川】

飼い主編4頁(5)にマイクロチップの重要性を示しているが、表記の仕方等もう少しクローズアップするような形で表記していきたい。またマイクロチップは目に見えないところにあるもので、その番号を覚えていないという飼い主も多々いる中で、そこも併せて周知啓発していきたいと思う。

マイクロチップの装着は、動物取扱業者から購入する犬猫は義務化されたが、その情報登録の周知が重要なことは認識している。主だったペットショップには、制度開始後に各店舗でどのような啓発しているか聞いてまわったが、半分ぐらいはその場で、販売する書類のやり取りをする際、自分のスマホ等を使って登録内容を変更してもらっているとのことだった。残りの半分は、登録証明書を渡して、ここにアクセスして後は自分でやってくださいという案内にとどまっているとのことだった。現状では、変更の周知が不足していると見受けられる店舗があるものの、概ね正確な情報に変更されていると感じた。必要に応じて、店舗に対してアプローチする機会を作っていければと考えている。

猫については、野良猫の子猫の譲渡であるとか、個人で拾ったとか、そういう形での入手経路がまだ多い背景があり、柿原委員のご指摘のとおり、犬ほどマイクロチップ装着が進んでいない現状があるが、努力義務のためこれ以上の推進が難しいところはあるかと思っている。災害時のメリットを押し出すことによって、飼い主に意識を根付かせていければと考えている。

【佐々木委員】

もうひとつ、ケアマネージャー等から、ペットを飼っている人の避難について相談があり、お年寄りで自分の避難も難しいような人で、なおかつ犬や猫もいるという場合、どうしたらいいか一緒に考えてほしいという相談がはちねこにきて、石川課長補佐にも相談をした。その時、実際一度同行避難訓練をしてみないと、問題が分からないのではないかという話が出た。もちろん町会等との連携が必要だと思うが、犬猫の同行避難訓練を市の防災と連携して、モデルケースとしてやれないか。もちろん私たちも協力する。

【事務局：石川】

できると思う。ただ関わっていただける方の協力が必要である。例えば保健所が出前講座を活用する形で協力することは可能である。過去に、みなみ野地区の防災訓練に動物担当が行ったことがあり、その形で、既存に計画された訓練に取り入れたいという町会・自治会があれば、対応を検討したい。



【柿原委員】

できれば、保健所から自治会に提案してほしい。大体の自治会は年 1 回ぐらい、人間の避難訓練をやっているところが多いと思う。その時は多くの防災関係の方が関わるので、ペットと一緒に避難する訓練をしてみませんかという誘いをさせていただくことが良いかと。多くの場合、人間の防災訓練をす  
ると思っているので、そこに一言保健所からいただくと違うのかなという気がする。みなみ野は新しいので、その時の自治会長さんが非常にいろいろと考えてやっていたが、それを 1 回で終わらせないで、続けてやっていただく。ニュータウンは意識が高いと思うので、そういったところからでも続けると違うという気がする。

ただ、それだけの場所が取れるかという問題があるかもしれない。獣医師会の大規模なテントを立てたり、獣医師の方に来ていただいたり、そういったことも、もしかすると必要になり、それができればより良いと思う。そのあたりも考えていただくといいと思う。

【事務局：石川】

やり方も含めて検討するところが多いと思う。獣医師にもご協力いただいてという大規模なものだと、年に何回もできるというものではないと思う。

【尾川委員】

ペットを連れて避難所へ行くという話がずっと続いているが、災害時の避難の大前提は在宅避難である。地震の場合、自分の家が壊れていなければ、避難所に行かずに在宅避難、自分の家がだめなら、親戚の家や知り合いのところへ行くとか、在宅避難が大前提で今の防災避難計画は進んでいる。

このマニュアルにはそのことが一言も触れておらず、皆さんペットを連れて一緒に避難所に来てくださいということから始まっている。57 万人いる市民を避難所に収容ができるはずがなく、在宅避難が基本で、場合によって 1 週間分の食料を備蓄することを前提に考えていく必要があり、ペットを連れて行くか行かないかという前に、そこを一点抑えておく必要があると考える。

それから、防災訓練は、町会によってやったりやらなかったりする  
ので、避難訓練を実際にやるのは、町会としては結構難しい部分がある。

先ほど、高齢者の方で自分の避難もおぼつかない人が、犬猫を飼っていてどうするのかという質問が出ていたが、避難行動要支援者という、自分ひとりでは避難できない人をどうするかという制度があり、個別の避難計画を作りましょうということになっている。

今の八王子市が進めているのは、ハザードエリア、つまり浸水によって、お宅は 2 メートル水がきますよとか、そういうところに住んでいる市民で、

例えば障害のある方や、自分たちで避難できないような人に対して、民生委員の方とかケアマネージャーの方、あるいは障害者支援団体の方が避難計画を作るということで、幅広く行うのではなくハザードエリアのところを中心に行っていく。それ以外の地域は出来る限り在宅避難が大前提である。だからそこを踏まえて避難訓練も考えなくてはいけないと思っている。あまねくできればそれがいいに決まっているが、実際そうはいかないので、それを踏まえた計画であってほしいと思う。

【事務局：石川】

確かに、ご意見の通りである。飼い主編の最初の「1 はじめに」のところに、災害時は自助が基本と、少し入れさせていただくが、あくまでも人の防災にぶら下がる形で、ペットというところに特化した対応を考えている。

【佐々木委員】

動物を連れて避難する必要があるのは、やはり浸水の際となるか。

【尾川委員】

確かに、予想できるのは浸水。土砂崩れもハザードマップエリアに入っているが、浸水は広い。相当広い範囲になる。

【菊地座長】

多くの意見をいただき感謝する。

それでは時間になったので、本日のまとめを事務局から確認する。

【事務局：鈴木】

○本日の意見のまとめ

【菊地座長】

それでは本日の協議会を終了する。皆様のご協力に感謝する。